

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月18日

照会部署名 熊本東年金事務所厚年適用調査課

照会担当者 (一般職) 坂井 麻美

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 清水

(案件)

(受付番号)

No. 2010-409

随時改定について(定期券の扱い)

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

(事案)

自宅の所在地は変わらないが、通勤に使うバス会社を変えたために、3か月通勤定期券の金額が10円下がっています。残業代も減っており、以後3か月の報酬の平均額と従前の等級とでは2等級以上下がっています(月給者)。

賃金台帳では、「定期代」との項目に金額があがっており、総支給額に含めていますが、事実は「定期代」として同金額を控除しており、会社が通勤定期券を購入しそれを本人に渡しています。

この場合、随時改定となるのでしょうか。

(疑義内容)

1. 通勤定期券の購入は現物給与になるかと思いますが、現物給与額の変動は固定的賃金の変動にあたるのでしょうか。条文に明確な記載がないため、確認を行うものです。

また、固定的賃金の変動にあたるとして次のような場合でも、固定的賃金の変動と考えてもよいのでしょうか。

(ア) 自宅の所在地が変更なしで、通勤手段が変更(例えば事例のように、バス会社の変更、バスから電車へ変更)し、金額が変更となった場合

(イ) 自宅の所在地の変更に伴い、通勤手段も変更し金額が変更となった場合

(ウ) 自宅の所在地が変更なしで、通勤定期券の種類が変更(具体的には、一

般の定期券から「企業定期券」(同企業の者が5名以上で購入すると5%割引)に変更)となり、金額が変更となった場合

2. 通勤定期券の金額が固定的賃金にあたるとして、固定的賃金の変動が少額(増減)で、非固定的賃金の変動が多額(増減)のとき、隨時改定を行うという解釈でよろしいでしょうか。

(当事務所の見解)

通勤定期券は通勤手段として支給している固定的な金額なので、通勤定期券といった現物給与も固定的賃金と考えます。また、固定的賃金の変更と考える以上、(ア)～(ウ)の場合は固定的賃金の変動と考えます。そのうえで、通勤定期券の金額が少額で下がっているのであれば、非固定的賃金がそれ以上に下がっていても、2等級以上の差があれば、随时改定になると思われます。

(回答)

通勤定期券を支給している場合も、単に現金で支給するか現物として支給するかの違いがあるので通勤手当と同じ固定的賃金といえる。よって、(ア)～(ウ)の場合は固定的賃金の変動と考えるのが妥当である。また、固定的賃金の増額又は減額あった場合をいい、その報酬額の算定の際には非固定的賃金も含んで算出するものである。したがって、事例1、2については、貴見のとおりと考える。

(参考 昭和36年01月26日保発第4号、昭和37年06月28日付保険発第71号)

回答日 平成22年 5月 7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上